

はじめに

商事信託研究会

座長 前田 庸

ただ今から、信託法学会第25回記念事業として、「商事信託に関する立法論的研究」と題するシンポジウムを行う。このシンポジウムは、「商事信託研究会」が担当する。

「商事信託研究会」は、信託協会の主催のもとに、昭和61年に発足以来14年を経過した。そのメンバーは、学界から10名、業界から8名の合計18名である。

学界メンバーは、木下毅（中央大学教授）、能見善久（東京大学教授）、新井誠（千葉大学教授）、樋口範雄（東京大学教授）、神田秀樹（東京大学教授）、角紀代恵（立教大学教授）、山田誠一（神戸大学教授）、神作裕之（学習院大学教授）、藤田友敬（東京大学助教授）の諸先生と私である。業界メンバーは人事異動等による変動があったが、現在は、宇佐美雅彦（中央三井信託銀行）、田中和明（中央三井信託銀行）、福井修（三菱信託銀行）、早坂文高（住友信託銀行）、信森久典（安田信託銀行）、西村充市（東洋信託銀行）、小松彰彦（日本信託銀行）、大宮克巳（大和銀行）の各氏である。当研究会の事務局は信託協会調査部にお願いしており、現在の担当は折原誠、寺本恵の両氏である。

研究会は、これまで3年ごとに第一次から第四次までに区切っている。第一次は「内外信託業務全般にわたる法的検討」、第二次は「事業性のある信託についての法的検討」、第三次は「集団性のある信託についての法的検討」をテーマとしてそれぞれ報告書を作成してきた。現在は第四次研究会であるが、そこでは本日配布している説明付の商事信託法要綱案の作成作業に集中している。第四次研究会では、その中に部会を設けている。部会メンバーは、神田秀樹先生を部会長とし、学者メンバーの樋口範雄、山田誠一、神作裕之および藤田友敬の諸先生および業界メンバー全員である。部会で原案を作成し、これをメンバー全員から

シンポジウム「商事信託に関する立法論的研究」

成る研究会で審議をし、さらにそこでの審議の内容について部会で検討するという手順で配布してある要綱案が作成された。当然のことであるが、研究会および部会では、学界メンバーと業界メンバーとが平等の立場で発言しており、要綱案は学界メンバーと業界メンバーとの共同作業の成果である。なお、本日の報告は、便宜上、部会の学界メンバーが担当している。

要綱案の内容は、一口にいうと、相当にチャレンジングなものということができると思う。行きすぎのところや考えの及ばないところも多々あると思う。また、現行の信託法との関係および本日配布している要綱案の末尾に添付している「信託法改正試案」(第四試案)は、いわゆる四宮研究会の作成になり、信託法学会第10回研究会におけるシンポジウムのテーマとなったものであるが、これとの関係等、検討すべき課題が残されていることも私どもは自覚している。商事信託研究会としては、本要綱案が最終的なものとは考えていない。とりあえずこれまでの成果を本日の研究発表会に報告し、皆様の御意見をお伺いし、その御意見に基づいてさらに検討をした上で最終案を作成したいと考えている。皆様には、どうか私どもの以上のような意図をお汲みとりいただき、忌憚のない御意見をいただきたい。

本シンポジウムが信託法学会第25回記念事業とされたことは、私どもの大きな喜びである。皆様の御協力を心からお願いしたい。